

医療法人徳洲会 東京西くじら訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人徳洲会が設置する医療法人徳洲会 東京西くじら訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：医療法人徳洲会 東京西くじら訪問看護ステーション
- (2) 所在地：東京都昭島市松原町2丁目-8-19

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：2 名（非常勤）
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日まで 但し、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険での居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合の交通費 実費

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、昭島市、福生市、羽村市とする。

(相談・苦情の対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日の日から2年間保存する。

（事故処理）

第 14 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援相談員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止について）

第 15 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じます。

1 措置を適切に実施するための担当者を置く。担当者 所長 原田 幸枝

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（東京西徳洲会病院と連携可能）開催に参加するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

4 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

5 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

（1）採用後 3 ヶ月以内の初任研修

（2）年 6 回の業務研修

2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保管しなければならない。

附則

この規程は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

令和 3 年 10 月 18 日から移転のため改正する。

令和 6 年 5 月 7 日改正する。

令和 7 年 4 月 1 日改正する。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人 徳洲会 東京西くじら訪問看護ステーション
申請するサービス種類	訪問看護 予防訪問看護

措置の概要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ※相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者をおいている。 また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎを行う。 （電話番号）042-847-3660 （担当者）所長 原田 幸枝 （受付時間）9時～17時
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ※サービス提供責任者が、必要と判断した場合、管理者まで含めて検討会議を行なう。 （検討会議を行なわない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する） ※検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする。（利用者に謝罪に行くなど） ※記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。 ※市より依頼があった場合は、速やかに報告書を提供する。
3	その他参考事項 ※普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がける。（毎日朝礼等で確認） ※解決困難時の対応として、保険者や国保連へ報告・調整等を行なう。

令和3年10月18日作成
令和7年4月1日改正

利用者の個人情報の利用目的

利用者の個人情報については下記の目的にて利用しその取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。
なお、疑問などがございましたら事業所管理者にお問い合わせ下さい。

医療法人徳洲会 東京西くじら訪問看護ステーション 所長

1. 事業者での訪問利用

- 1) 利用者様に提供する医療サービス・介護サービス
- 2) 医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務
- 3) 会計・経理
- 4) 医療事故等の報告
- 5) 医療サービスの向上
- 6) 事業所にて行なわれている医療実習への協力
- 7) 事業所にて行なわれている症例研究
- 8) 医療の質の向上を目的として行なわれる教育や研修

2. 事業所外への情報提供としての利用

- 1) 他の医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- 2) 他の医療機関等からの照会への回答
- 3) 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 5) ご家族等への訪問看護内容説明
- 6) 医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務の委託
- 7) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 8) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 9) 事業者等からの委託を受けた健康診断等に係わる、事業者等へのその結果通知
- 10) 医師賠償責任保険などに係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 11) 救急隊への連絡。
- 12) 災害対策のための遠隔地における診療データの外部保管
- 13) また、医療上必要な場合に、当施設が保有する患者さんの情報を「東京西徳洲会病院」から閲覧することがあります。

3. その他の利用

- 1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 学術研究のための基礎資料
- 3) 専門医制度における症例登録
- 4) 外部監査機関への情報提供

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を当施設 所長までお申し出下さい。

お申し出がないものについては、御同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

平成 30 年 11 月 1 日

改定 令和 3 年 10 月 18 日